（傍線部分は改正部分）

改正後

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関として次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人医療研修推進財団（平成七年十月二日に財団法人医療研修推進財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区西新橋一丁目六番十一号	平成十年九月三十日

附　則

この省令は、平成三十年五月十四日から施行する。

○農林水産省令第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ガミスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。） 豚	（略）	（略）
		1日量として体重1kg当たり6mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前13日間
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ガミスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。） （新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

改正後

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関として次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人医療研修推進財団（平成七年十月二日に財団法人医療研修推進財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区虎ノ門一丁目二十二番十四号	平成十年九月三十日

改正前

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関として次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人医療研修推進財団（平成七年十月二日に財団法人医療研修推進財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区西新橋一丁目六番十一号	平成十年九月三十日